

学校・園所における新型コロナウイルス感染症対策の取り組みについて

1. 令和3年度 これまでの経過

まん延防止等重点措置実施期間	令和3年4月5日～令和3年4月24日
緊急事態措置実施期間	令和3年4月25日～令和3年6月20日
まん延防止等重点措置実施期間	令和3年6月21日～令和3年7月11日
まん延防止等重点措置実施期間	令和3年8月2日～令和3年8月19日
緊急事態措置実施期間	令和3年8月20日～令和3年9月30日

2. 新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン

新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められているが、こうした中でも子どもたちの教育、保育を保障していくために、学校、園、所では、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減したうえで、学校運営の継続に努めている。

3. 感染防止対策の取り組み

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～に基づき感染症対策を実施している。

3-1 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での 感染リスクの低い活動 で短時間での活動に 限定
レベル2	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔をとること	収束局面 ↓ 感染リスク の低い活動 から徐々に 実施 ↑ 感染リス クの高い 活動を 停止 拡大局面	感染リスクの低い活動 から徐々に実施し、教 師等が活動状況の確 認を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔をとること	適切な感染対策を行った 上で実施	十分な感染対策を行 った上で実施

3-2 基本的な感染症対策の実施

(1) 感染源を絶つこと

①発熱等の風邪症状がある場合等には登校しないことの徹底

⇒ 同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も出席停止（地域の感染レベルに合わせて）

②登校時の健康状態の把握

③登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合は、安全に帰宅させる。

(2) 感染経路を絶つこと

飛沫感染及び接触感染の防止

①手洗い ②咳エチケット ③清掃・消毒

(3) 身体全体の抵抗力を高めること

3-3 集団感染のリスクへの対応

(1)「密閉」の回避（換気の徹底）

(2)「密集」の回避（身体的距離の確保）

(3)「密接」の場面への対応（マスクの着用）